

一般社団法人広島県障害者スポーツ協会優秀選手・功労者・団体等表彰規程

平成28年10月19日制定

平成30年 4月 2日改定

令和 元年11月12日改定

令和 3年10月27日改定

1 目的

一般社団法人広島県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）は、障害者スポーツにおける国際大会や全国大会において優秀な成績を収め、また、広島県の障害者スポーツの普及、振興に貢献した個人、団体等に対して表彰を行うため、表彰規程を定める。

2 表彰の種類

- (1) 優秀選手・優秀チーム賞
- (2) 功労賞

3 表彰対象

- (1) 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会個人特別会員又は団体特別会員（団体特別会員に所属する個人又はチームを含む。）
- (2) 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会個人賛助会員又は団体賛助会員（団体特別会員に所属する個人又はチームを含む。）

4 表彰基準

- (1) 優秀選手・優秀チーム賞
 - ア パラリンピック・デフリンピック等、各競技種目の世界最高峰の大会に出場した選手
 - イ 各種障害者スポーツの国際大会で3位以内に入賞又は全国大会で優勝した個人、チーム（ただし、全国障害者スポーツ大会を除く。）
- (2) 功労賞
 - ア 永年にわたり広島県の障害者スポーツの普及、振興や一般社団法人広島県障害者スポーツ協会に貢献した個人、団体
 - イ その他顕著な功績が認められる個人、団体

5 表彰者の選考方法

協会定款第51条に基づき設置された専門委員会の意見を聞いて、協会会長が選考するものとする。

6 表彰方法

- (1) 表彰は、協会会長が行う。
- (2) 表彰対象者には表彰状及び記念品を贈る。
- (3) 表彰は、年度ごとに行う。

7 雑則

本表彰規程について必要な事項は、協会会長が別に定める。

附則

この表彰規程は、平成28年10月19日から施行する。

附則

この表彰規程は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この表彰規定は、令和元年11月12日から施行する。

附則

この表彰規定は、令和3年10月27日から施行する。